

神奈川県労働局発表

平成25年8月23日

(担当)

神奈川県労働局労働基準部賃金課

賃金課長 澁谷 健一

賃金指導官 高橋 宏幸

TEL 045-211-7354 (直通)

## 神奈川県最低賃金19円の引上げへ

### — 神奈川県最低賃金審議会答申 —

神奈川県最低賃金審議会（会長 柴田 悟一 横浜商科大学々長）は、神奈川県労働局長（久保村 日出男）から、県下のすべての労働者に適用される神奈川県最低賃金の改正決定について、平成25年7月5日に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月23日、当局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申を行った。

#### 答 申 額

時 間 額            868円   （現行 849円）

引 上 額            19円

引 上 率            2.24%

最低賃金法の原則に基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を参考に、さらに本年においては経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略に配慮した上で、当県の最低賃金を取り巻く状況等を勘案して慎重な審議が重ねられた結果、本年度は19円の引上げとなったものである。（別添資料1 答申文参照）

また、当県の最低賃金額と生活保護との乖離は、昨年度の改正による引上額を加えても9円下回っていたものであるが、これは今年度で解消されることとなる。今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正決定の効力発生は平成25年10月20日以降となる予定であり、効力発生後は約319万人の県内労働者に適用される。

平成 25 年 8 月 23 日

神 奈 川 労 働 局 長  
久保村 日出男 殿

神奈川地方最低賃金審議会  
会 長 柴 田 悟 一

神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 25 年 7 月 5 日付け神労基発第 799 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、経済財政運営と改革の基本方針(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)及び日本再興戦略(同日閣議決定)に配意し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、答申に当たっては別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより平成 23 年 10 月 1 日改正発効された神奈川県最低賃金(時間額 836 円)と平成 23 年度の生活保護水準とを比較したところ 22 円下回り、かつ、平成 24 年度の神奈川県最低賃金の改正(時間額 849 円)による引上額 13 円を加えても 9 円下回っていたが、これは今年度で解消されることになる。

なお、政府において、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等の拡充に取り組むことを強く要望する。

## 神奈川県最低賃金

- 1 適用する地域  
神奈川県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間868円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

神奈川県最低賃金と生活保護との比較について

1 神奈川県最低賃金(発効日)

(1)平成 23 年度時間額 836 円(発効日平成 23 年 10 月 1 日)

(2)平成 24 年度時間額 849 円(発効日平成 24 年 10 月 1 日)

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

12~19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度

平成 23 年度

(3) 生活保護(平成 23 年度)

生活扶助基準(第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費)の神奈川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(126,235 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(1)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註 1)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると神奈川県最低賃金が下回り、その乖離額は時間額(註 2)に換算すると 22 円であった。これに平成 24 年 10 月 1 日改正発効による引上額 13 円を減ずると残る乖離額は 9 円となるが、これは、今年度で解消されることになる。

(註 1)最低賃金 1 箇月換算額

836 円(神奈川県最低賃金)×173.8(1 箇月平均法定労働時間数)

×0.847(可処分所得の総所得に対する比率※)=123,066 円

※平成 25 年 8 月 7 日付け中央最低賃金審議会の「平成 25 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」別添グラフに示された比率。

(註 2)時間額換算差額算出法

(上記 2 の(3)に掲げる金額—上記 1 の(1)に掲げる金額の 1 箇月換算額)

÷173.8 ÷ 0.849

※ 1 円未満は切り上げ。



1 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、鉄鋼業最低賃金のように、特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」(神奈川では7業種)の2種類がある。

2 改正最低賃金法(抜粋)

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の仕事の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。